

令和7年度

「バリアフリー化設備等整備事業」、
「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」、
「交通サービス利便向上促進事業」、
「地方ゲートウェイの刷新事業」、
「観光二次交通高度化事業」
公募要領

■ 交付申請期間

令和7年4月21日（月）14：00

～5月30日（金）16：00まで

初版 令和7年4月18日

令和7年度「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」事務局

I. 補助対象事業の支援事業内容

補助対象事業であるバリアフリー化設備等整備事業、交通DX・GXによる経営改善支援事業、旅客自動車運送事業者の人材確保事業、交通サービス利便向上促進事業、地方ゲートウェイの刷新事業、観光二次交通高度化事業の内容は以下のとおりとします。

(1) バリアフリー化設備等整備事業

○公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るための取組を支援します。

補助事業の着手可能日：交付決定日以降

(2) 交通DX・GXによる経営改善支援事業

○地域交通事業者によるDX・GX等による経営改善に資する取組に対して支援します。

補助事業の着手可能日：交付決定日以降

(3) 旅客自動車運送事業者の人材確保事業

○2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援します。

補助事業の着手可能日：令和6年12月17日以降

(4) 交通サービス利便向上促進事業

○公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及等に関する個別の取組に対して支援します。

補助事業の着手可能日：令和7年3月31日以降

(5) 地方ゲートウェイの刷新事業

○二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善に資する以下の取組に対して支援します。

- ・アプリ専用乗り場の設置等二次交通への円滑なアクセスに資する乗り場の設置
- ・既存の乗場の改良等二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗り場環境の改善・整備
- ・乗場の混雑状況確認のための監視カメラの設置
- ・乗場の混雑状況を表示するためのサイネージの設置 等

補助事業の着手可能日：交付決定日以降

(6) 観光二次交通高度化事業

○インバウンドが円滑に移動できる環境を整備するため、観光地における二次交通の充実に資する日本版ライドシェア・公共ライドシェアの導入を支援します。

補助事業の着手可能日：交付決定日以降

II. 交付申請

- 本補助の活用には、本公募要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び本事業における「交付規程」の規程を遵守していただくことになります。

1. 注意事項

- ① 提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
 - ・不正行為があった場合、事務局は法令、交付規程、公募要領等に則り厳正に対処します。悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。
 - ・補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。申請書類の作成・提出に際しては、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。なお、本取扱いについては、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとします。この他、本事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ② 国が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。
 - ・国が助成する他の制度、補助金、委託費等と重複する内容の事業は補助対象となりません。¹
- ③ 書類を5年間保管し、検査等に応じる必要があります。
 - ・補助対象事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。また、各種取組を実施した証憑となる動画、写真及び関係書類についても、5年間保管する必要があります。この期間に、事務局及び国土交通省からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
 - ・会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- ④ 現地調査等を行う場合があります。
 - ・偽りその他不正な手段により補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省が、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）に対して不明瞭な点を確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととなります。
- ⑤ 一部を除き「補助金交付決定通知書」の受領後でない限り補助対象事業に着手できません。

¹ ただし、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」との併用のみ可能です。

- ・ 交付申請書を提出、交付が決定すると事務局より「補助金交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支払は、原則、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。補助金交付決定通知書の受領前に発注・契約・支払を行っていた事業は、交付決定された場合であっても補助対象外費用となりますので、ご注意ください。
 - ・ 交付申請書の内容と異なる事業（目的外の事業）を行うと、補助金が交付されない場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、事務局の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- ・ 事務局の承認を受けずに財産を処分した場合は、交付決定の取り消し及び補助金返還を命ずることとなります。
- ⑦ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助対象事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益（収入から経費を引いた額）が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部又は全部に相当する額を国庫へ返納する場合があります（これを「収益納付」といいます）。
- ・ 本事業については、事業完了時まで直接生じた収益金について、補助金交付時に、交付すべき金額から相当分を減額して取扱います。

2. 交付申請期間

令和7年4月21日（月）14時～5月30日（金）16時

ただし、予算の執行状況を踏まえ、期日前に締め切る可能性があります。また、この期間における応募状況等も踏まえて、別途二次申請受付期間を設定することがあります。その際の要件は別途定めます。

3. 補助対象事業者

別表に掲げる補助対象事業者については、各区分に、表-1に示す対象者のことを指します。

表-1 補助対象事業者の区分とそれぞれに該当する対象者

補助対象事業者の区分	対象者
乗合バス関係	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれを構成員に含む団体 一般乗合旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者 バスターミナル事業者
貸切バス関係	<ul style="list-style-type: none"> 一般貸切旅客自動車運送事業者²及びこれを構成員に含む団体 一般貸切旅客自動車運送事業者²に車両を貸与する者
タクシー関係	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれを構成員に含む団体 一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者 タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関、鉄軌道事業者³、索道事業者、索道施設を所有する者、本邦航空運送事業者⁴、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会、地方公共団体、地方公共団体及び民間事業者等により構成される協議会⁵
公共ライドシェア関係	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送者（交通空白地有償運送を行う者に限る） 自家用有償旅客運送を実施しようとする者（交通空白地有償運送を行おうとする者に限る）⁶
日本版ライドシェア関係	<ul style="list-style-type: none"> 一般乗用旅客自動車運送事業者（自家用車活用事業を行う者に限る） 自家用車活用事業の実施を域内において進めようとする地方公共団体⁶
レンタカー関係	<ul style="list-style-type: none"> レンタカー事業者及びこれを構成員に含む団体

4. 補助対象経費・補助率及び交付決定の条件

² 公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定を受けた者に限る。

³ 「鉄軌道事業者」とは、鉄道事業法による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び軌道法による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）をいう。ただし、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社を除き、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者にあつては東京駅及び大阪駅から半径50キロメートル、名古屋駅から半径40キロメートルの範囲を除く地域（以下「地方部」という。）及び空港アクセスの路線にかかるものに限る。

⁴ 特定本邦航空事業者並びに成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港にかかるものを除く。

⁵ 地方ゲートウェイの刷新事業を行う場合に限る。

⁶ 観光二次交通高度化事業を実施する場合に限る。

各事業の補助対象経費・補助率及び交付決定の条件は、(1)～(6)のとおりです。

補助額の算定にあたっては千円未満を切り捨てます。

なお、交付決定にあたって、交付申請額に補助対象外経費等が含まれている場合、その分を減額した金額が交付決定額となります。交付決定された場合、交付決定を受けた年度（令和6年度第一次補正予算内）に限り国費を交付します。また、申請事業者が自社製品を購入したり、親会社子会社等の関係会社に発注を行ったりすることは、利益排除の対象となります。

各事業の交付決定を受けた者及び交付決定を受けた者から車両を借用する者は、適当な理由なく、交付決定を受けた事業の一部又は全部について実施しなかった場合、次年度以降の補助事業において対象外等となることがあります。そのため、交付決定を受けた事業の内容について変更等が生じた場合には、速やかに連絡するようにするとともに、当初の交付申請時においても確実に実施可能と見込まれる事業内容で申請いただくようお願いいたします。

なお、旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者が有償で貸与する場合は、当該車両の貸渡料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と補助金の適用を受けた場合の料金の総額との差額が補助金額以上でなければなりません。

(1) バリアフリー化設備等整備事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第1に定めます。交付決定条件は以下のとおりとします。

・交付決定条件

- ① 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき策定された生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画に、交付申請をしようとする事業について以下(ア)から(オ)の事項が具体的に記載されている者又はこれに車両を貸与する者。ただし、実施しようとする事業が交付申請日において計画に記載されていない者又はこれに車両を貸与する者は、事業完了実績報告までに計画の策定が見込まれる旨の誓約書を提出することで計画に代えることが出来ます。この場合、事業完了実績報告時に計画に記載されていない者又はこれに車両を貸与する者は交付決定の取り消しの対象とします。

(ア) バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

(イ) バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(ウ) バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(エ) バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(オ) 計画期間

- ② B1については、30両を交付申請上限とします。

- ③ B4及びB5については、以下(ア)から(エ)全ての要件を満たすことを交付決定の条件とし、表-2に定めるとおり、交付申請者（交付申請者が車両を貸与する者である場合はその車両を借用する者）が本店又は主たる事務所を置く都道府県における総タクシー車両に占めるユニバーサルデザインタクシーの割合の右欄をB4とB5合計の交付申請上限とします。

(ア) 令和7年4月1日が属する事業年度において対前事業年度比で「給与総額（※1）」

を1.5%以上増額させることを計画している者（以下、「賃上げを計画している者」という。）又はこれに車両を貸与する者。ただし、令和6年3月31日が属する事業年度若しくはその前年度のいずれかにおいて又はいずれにおいても営業利益又は経常利益が生じていない者、令和5年3月31日現在で旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りではない。賃上げを計画している者が令和8年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある（※2）ことに同意する必要があります。

（※1）運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額（一人あたりの給与総額）を原則とする。これは、30両以上の事業者については、要素別原価で出しているものである。

（※2）要素別原価（あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表）で出している上記（※1）の額が1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。

- （イ）交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者又はこれに車両を貸与する者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者又はこれに車両を貸与する者は、令和7年9月30日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来ます。この場合、令和7年10月1日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者又はこれに車両を貸与する者は交付決定の取り消しの対象とします。
- （ウ）補助対象車両1両につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転者を2名以上配置できる者又はこれに車両を貸与する者。ただし、やむを得ない事由により交付申請日において要件を充足できない者は事業完了実績報告までに充足する旨の誓約書を提出することでこれに代えることが出来ます。この場合、事業完了実績報告時に充足していない場合は交付決定の取り消しの対象とします。
- （エ）通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（H30.11.8付）に基づく研修（実車を用いた研修）を年2回以上実施している者又はこれに車両を貸与する者。ただし、やむを得ない事由により交付申請日において要件を充足できない者は事業完了実績報告までに充足する旨の誓約書を提出することでこれに代えることが出来ます。この場合、事業完了実績報告時に充足していない場合は交付決定の取り消しの対象とします。

表-2 B4・B5ユニバーサルデザインタクシー（レベル1及びレベル準1）の交付申請上限

一の都道府県における 総タクシー車両に占めるユニバーサルデザインタクシーの割合	交付申請上限
35%未満	5両
35%以上 55%未満	3両
55%以上	1両

※表中の「一の都道府県における総タクシー車両に占めるユニバーサルデザインタクシーの割合」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、国土交通省が公表している令和6年3月末現在の移動等円滑化実績により判定します。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001850848.pdf>

（2）交通DX・GXによる経営改善支援事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第2に定めます。交付決定条件は以下のとおりとします。

・交付決定条件

- ① 以下（ア）及び（イ）の要件を満たすことを交付決定の条件とします。ただし、自家用有償旅客運送者並びに一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体はこの限りではありません。（D25～D28を除く。この場合、団体を構成する者のうち、交付申請をしようとする事業を活用する全ての旅客自動車運送事業者が要件を満たすことを要します。）

- （ア）令和7年4月1日が属する事業年度において対前事業年度比で「給与総額（※1）」を1.5%以上増額させることを計画している者（以下、「賃上げを計画している者」という。）又はこれに車両を貸与する者。ただし、令和6年3月31日が属する事業年度若しくはその前年度のいずれかにおいて又はいずれにおいても営業利益又は経常利益が生じていない者⁷、令和5年3月31日現在で旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りではない。賃上げを計画している者が令和8年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある（※2）ことに同意する必要があります。

（※1）運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額（一人あたりの給与総額）を原則とする。これは、30両以上の事業者については、要

⁷（ア）の要件について、一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては高速バス、定期観光バス等にかかる収支を除いた営業損益により判定することができます。

素別原価で出しているものである。

(※2) 要素別原価（あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表）で出している上記(※1)の額が1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。

(イ) 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、令和7年9月30日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来ます。この場合、令和7年10月1日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とします。

② D22 については、事務局が別途定める配車アプリが普及していると認められる地域以外の地域に本店又は主たる事務所を置く者が交付申請することを交付決定の条件とします。

③ D25～D28 については、今年度より単純更新も補助対象とします。ただし、これらの機器を新たに導入する者又は機能向上を伴う機器を導入する者から順次交付決定し、その上で、すでに導入している機器の単純更新を行う者について交付決定を行います。そのため、当該者について、交付申請状況により、交付決定しない可能性が他の者に比して高くなる場合があります。なお、単純更新については、特に以下の点にご留意ください。

- ・単純更新の交付決定にかかる選定基準は事務局が別途定めます。
- ・単純更新の補助金の交付決定を受けるには、令和8年4月1日から起算して5年間にわたって、交付申請者の所在地を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局の求めに応じて当該補助事業により更新したシステムで取得した利用実績データを提供することに同意しなければなりません。

(3) 旅客自動車運送事業者の人材確保事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第3に定めます。交付決定条件は以下のとおりとします。

・交付決定条件

① 以下の要件を満たすことを交付決定の条件とします。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体はこの限りではありません。

・交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、令和7年9月30日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来ます。この場合、令和7年10月1日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とします。

② H1 及び H2 については、補助事業により第二種運転免許を取得した者を3か月以上運転者

として雇用することを交付決定の条件とします。補助事業により教習を受講した者が第二種運転免許を取得しなかった場合及び第二種運転免許を取得した者が3ヶ月未満で解雇された若しくは退職（死亡による退職を除く）した場合又は運転者の任を解かれた場合は交付決定の取り消しの対象とし補助金の返還を請求します。

（４） 交通サービス利便向上促進事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第4に定めます。交付決定条件は以下のとおりとします。

本事業を実施した者（本事業を実施した者が車両を貸与する者である場合はその車両を借用する者。以下同じ）は、事業完了実績報告日から起算して1ヶ月以内に、本事業を実施した者の所在地を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局に完了実績報告書を添付した事業評価を提出しなければなりません。

・交付決定条件

- ① 交付申請をしようとする事業が、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱に基づき策定される事業実施計画に地方ブロックにおいて推進する観光施策を効果的に推進するため実施しようとする事業として記載することを誓約できる者又はこれに車両を貸与する者。ただし、実施しようとする事業が交付申請日において計画に記載されていない者又はこれに車両を貸与する者は、事業完了実績報告までに計画の策定が見込まれる旨の誓約書を提出することで計画に代えることが出来ます。この場合、事業完了実績報告時に計画に記載されていない者又はこれに車両を貸与する者は交付決定の取り消しの対象とします。
- ② I9については、導入しようとする車両が以下（ア）及び（イ）の要件を満たすことを交付決定の条件とします。
 - （ア）空港アクセス又は観光周遊に使用するものであること。
 - （イ）車内にクレジットカード等のキャッシュレス決済機器を搭載すること。
- ③ I21～I24については、以下（ア）及び（イ）の要件を満たす者（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体は、構成する者のうち、交付申請をしようとする事業を活用する全ての旅客自動車運送事業者が要件を満たすことを要する。）が交付申請することを交付決定の条件とします。ただし、自家用有償旅客運送者及びレンタカー事業者（要件（イ）に限る。）はこの限りではありません。
 - （ア）令和7年4月1日が属する事業年度において対前事業年度比で「給与総額（※1）」を1.5%以上増額させることを計画している者（以下、「賃上げを計画している者」という。）又はこれに車両を貸与する者。ただし、令和6年3月31日が属する事業年度若しくはその前年度のいずれかにおいて又はいずれにおいても営業利益又は経常利益が生じていない者⁸、令和5年3月31日現在で旅客自動車運送事業の許可を受けていなかった者及び旅客自動車運送事業を休止していた者並びにこれらに車両を貸与する者はこの限りで

⁸ （ア）の要件について、一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては高速バス、定期観光バス等にかかる収支を除いた営業損益により判定することができます。

はない。賃上げを計画している者が令和 8 年度以降の補助事業に交付申請する場合は賃上げ実績を証明する書類を提出しなければ交付決定の対象外とされる可能性がある（※ 2）ことに同意する必要があります。

（※ 1）運転者、車掌、整備員、事務員及びその他の従業員を含む全ての従業員に支給される給与、手当及び賞与の合計額を当該従業員の数で除した額（一人あたりの給与総額）を原則とする。これは、30 両以上の事業者については、要素別原価で出しているものである。

（※ 2）要素別原価（あるいは旅客自動車運送事業等報告規則に定める一般旅客自動車運送事業人件費明細表）で出している上記（※ 1）の額が 1.5%を超えているのが原則であるが、個別の事情によって画一的に判断するのが不適切である場合もあることから、「給与総額」について実態を踏まえて、他の適切な方法を用いて算出することも可とすることもあり得る。

（イ）交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証を受けている者。ただし、交付申請日において有効な認証を受けていない者は、令和 7 年 9 月 30 日又は事業完了実績報告日のいずれか早い日までに認証を受ける旨の誓約書を提出することで認証に代えることが出来ます。この場合、令和 7 年 10 月 1 日又は事業完了実績報告日のいずれか早い時点で有効な認証を受けていない者は交付決定の取り消しの対象とします。

④ I21～I24 については、今年度より単純更新も補助対象とします。ただし、これらの機器を新たに導入する者又は機能向上を伴う機器を導入する者から順次交付決定し、その上で、すでに導入している機器の単純更新を行う者について交付決定を行います。そのため、当該者について、交付申請状況により、交付決定しない可能性が他の者に比して高くなる可能性があります。なお、単純更新については、特に以下の点にご留意ください。

- ・単純更新の交付決定にかかる選定基準は事務局が別途定めます。
- ・単純更新の補助金の交付決定を受けるには、令和 8 年 4 月 1 日から起算して 5 年間にわたって、交付申請者の所在地を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局の求めに応じて当該補助事業により更新したシステムで取得した利用実績データを提供することに同意しなければなりません。

（5） 地方ゲートウェイの刷新事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第 5 に定めます。

●補助対象経費

- ① G1 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場の設置
 - ・新たな乗場の設置に要した費用を補助対象経費とする。
 - ・新たな乗場の設置とは、新たな乗場を設定し乗車ポイント標柱を設置する場合を含む。
 - ・1 つの乗場につき、補助対象経費の上限は 1,000 万円とする。
- ③ G2 二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗場環境の整備・改善

- ・既存の乗場の移設に要した費用、既存の乗場の区画を整理するために要した費用（路面のラインの引き直し等を含む）、既存の乗場に上屋・ベンチ等を設置またはそれらを修繕するために要した費用を補助対象経費とし、1つの乗場につき補助対象経費の上限は1,000万円とする。
 - ・既存の乗場に上屋・ベンチ等を設置する際には、上屋やベンチの本来の機能を果たすために必要最低限の機能・性能を有する程度のものであり、高度な機能や性能を備えたものは補助の対象外とする。
- ④ G3 WEBカメラの設置・導入
- ・タクシープールの車両の状況、タクシー乗場における乗客の待ち列の状況、タクシー乗場の配車状況等を確認するためのWEBカメラ及びその設置のための機器や器具（ルーター機器や無線LAN機器を含む）、WEBカメラの映像を映すためのモニターの購入に要した費用を補助対象経費とする。
 - ・WEBカメラ及びモニターの設置工事のために要した費用を補助対象経費とする。
 - ・WEBカメラの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。
 - ・モニターの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。
- ⑤ G4 サイネージの設置・導入
- ・乗場の混雑状況を表示するためのデジタルサイネージの購入に要した費用及び設置工事に要した費用を補助対象経費とする。
 - ・サイネージの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。
- ⑥ G5 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善のためのその他機器の設置・導入
- ・乗場の標識及び乗場案内看板（デジタルサイネージを含む）の購入及び設置に要した費用を補助対象経費とする。
 - ・既存の乗場における乗場の利便性向上を目的とした乗車標識の修繕及び移設、既設の乗場案内看板（デジタルサイネージを含む）の移設に要した費用を補助対象経費とする。ただし、単に既存の乗場における乗車標識の修繕を行った場合の費用は、含まない。

（6）観光二次交通高度化事業

具体の補助メニュー及びその補助率は別表第6に定めます。交付決定条件は以下のとおりとします。

・交付決定条件

- ① 地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要綱附則第9条第1項に基づき作成された観光二次交通高度化事業に係る観光二次交通高度化計画（以下、「二次交通高度化計画」という。）を策定し、国土交通大臣の認定を受けること。なお、地方公共団体以外の者が二次交通高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ地方公共団体の同意を得ること。

② 以下のいずれかに該当する事業を対象とします。

(ア) 公共ライドシェアの導入

- ・ 地方自治体、NPO 団体等が運行主体となって、運行区域に特定観光地を含む地域において公共ライドシェアを新たに導入するものであること。
- ・ 既に公共ライドシェアを導入している区域（区域を拡大する場合を含む）において新たに車両等を導入する場合は対象外とします。ただし、同一自治体内の別の区域において新たに公共ライドシェアを導入する場合は補助対象とします。

(イ) 日本版ライドシェアの導入

- ・ タクシー事業者が営業区域に特定観光地を含む地域において日本版ライドシェアを新たに開始するものであること。
- ・ 既に日本版ライドシェアを導入している地域において時間帯等を拡充する場合は対象外とします。

5. 補助対象外経費

- ・ 土地の取得に要する費用
- ・ 建築物の建設に要する費用
- ・ 法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る費用
- ・ 国又は独立行政法人が交付する他の補助金等及び国庫支出金を原資として地方公共団体等が交付する補助金等と重複する事業に係る経費⁹
- ・ システム利用料等の各種ランニングコスト（クラウドサービス利用料も含む）
- ・ 車両購入等に伴う自賠責保険、任意保険（自動車保険）にかかる費用
- ・ 各種税金
- ・ 公的機関に支払う手数料等
- ・ 割賦契約で購入し、完了実績報告書の提出までに支払いが完了しない場合
- ・ 親睦会に係る経費
- ・ 旅費
- ・ 人件費
- ・ 国の支払基準を上回る謝金費用

※参考：国土交通省の謝金支払基準は、招聘する者の役職等により変動します。以下 URL 等をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf>

- ・ 振込手数料等
- ・ 故障の修理や老朽化等の対応のみで、機能の明確な向上ではないもの
- ・ その他、本事業と無関係と思われる経費

⁹ ただし、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」との併用のみ可能です。

6. 交付申請書類

- ・旅客自動車運送事業又はレンタカー事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等）
 - ※ 交付申請者が旅客自動車運送事業者又はこれに車両を貸与する者、レンタカー事業者の場合。
- ・貸切バス事業者安全性評価認定証の写し
 - ※ 交付申請者が一般貸切旅客自動車運送事業者又はこれに車両を貸与する者の場合。
- ・自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面（自家用有償旅客運送者登録証の写し等）
 - ※ 交付申請者が自家用有償旅客運送者の場合。
- ・自家用車活用事業許可証の写し
 - ※ 交付申請者が自家用車活用事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者の場合。
- ・自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し
 - ※ 交付申請者がバスターミナル事業者の場合。
- ・生活交通確保維持改善計画若しくは生活交通改善事業計画又は誓約書
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業を実施する場合。
- ・運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し又は誓約書
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業（B4及びB5に限る）、交通DX・GXによる経営改善支援事業、旅客自動車運送事業者の人材確保事業及び交通サービス利便向上促進事業（I21からI25に限る）を実施する場合。
- ・ユニバーサルドライバー研修の受講者数調べ、又は誓約書
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業（B4及びB5に限る）を実施する場合。
- ・UDタクシーに関する研修の実施を証する書面、又は誓約書
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業（B4及びB5に限る）を実施する場合。
- ・道路運送法の規定に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条に定める事業概況報告書及び一般旅客自動車運送事業損益明細表の写し（令和5年度及び令和4年度）又は「一般乗合旅客自動車運送事業の要素別原価報告書について」（平成14年3月29日国自旅第206号）に定めるところにより作成された要素別原価報告書（令和5年度及び令和4年度）
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業（B4及びB5に限る）、交通DX・GXによる経営改善支援事業及び交通サービス利便向上促進事業（I21からI25に限る）を実施する場合。
- ・賃上げの実施に係る計画書
 - ※ バリアフリー化設備等整備事業（B4及びB5に限る）、交通DX・GXによる経営改善支援事業及び交通サービス利便向上促進事業（I21からI25に限る）を実施する場合で、従業員に対して賃上げを計画する者。
- ・システム構築、実施する事業、研修等の概要がわかる資料（システム仕様書、事業計画概要等）
 - ※ 交付申請の手引き別表にて指定する事業を申請する場合。
- ・交付申請額計算ファイル
- ・補助対象事業にかかる2者以上の見積書¹⁰

¹⁰ ただし、B4及びB5は1者のみの見積書で交付申請できます。

- ※ 交付決定後に着手する事業を行う場合。
- ・ 補助対象事業にかかる注文書
 - ※ 交付決定前着手が認められる事業を行う場合。
- ・ 補助対象事業にかかるリース見積書
 - ※ 交付申請者が旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者で交付決定後に着手する事業を行う場合。
- ・ 補助対象事業にかかるリース契約書
 - ※ 交付申請者が旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者で交付決定前着手が認められる事業を行う場合。

III. 事業の進捗報告

- ・ 事業の進捗状況を適切に把握するため、事務局に対して、事業の進捗状況の報告を随時行う必要があります。また、事務局は必要に応じて進捗状況の報告等を求めることがあります。この求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ 交付決定事業による取組が、他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省においてヒアリングや現地取材等を行い、事業完了後を目途に特設ホームページ等で各取組の状況を公表する場合があります。これらのヒアリング等や、公表資料の確認等にも協力を求めることがあります。提出資料は国土交通省の公表対象となるため、留意して作成、提出しなければなりません。なお、ヒアリングや資料の確認等に応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

IV. 交付申請の取下げ、事業の中止等

交付規程に定める申請の取下げ、事業の中止等の手続きを行わず、交付決定を受けた事業を全く実施しなかった場合、次年度本事業の補助対象外となることに同意する必要があります。

V. 事業完了実績報告

事業完了実績報告の期限は、補助事業が完了した日から起算して10日後または令和8年2月28日（土）16時のいずれか早い日とします。期限までに報告がなかった場合は交付規程第18条により交付決定を取り消します。

VI. 補助金の支払い

- ・ 事業完了実績報告書に基づく額の確定後の精算払いとなります。補助金額確定前の支払いには対応いたしかねますので、各事業者においては必ず事業実施前に必要な経費を確保する必要があります。

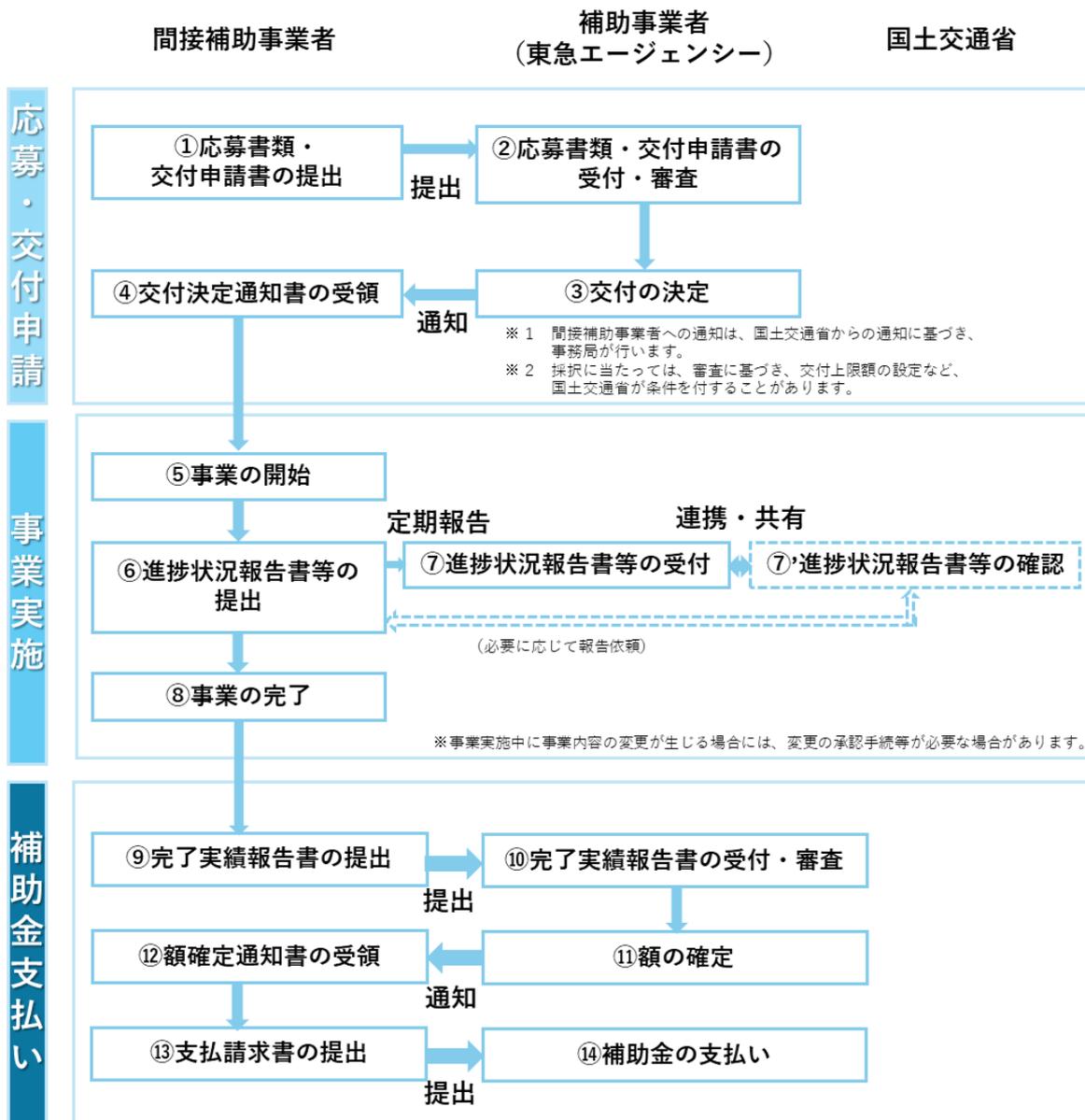
- ・本事業の補助金上限額は、交付決定時の交付決定額となります。また、補助金上限額は必ず保証されるものではなく、検査の結果により減額されることがあるため、留意しなくてはなりません。

VII. 事業完了後の対応

- ・補助対象事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間の保存義務が発生します。
- ・この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もありますが、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。又、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- ・補助事業により取得した財産の管理等については、交付規程等に従って適切に実施しなければなりません。

VIII. その他

- ・本公募要領や Web サイト等に記載のない事項については、事務局の指示に従って対応しなければなりません。
- ・交付申請書等に含まれる個人情報、本事業の業務のために利用及び提供される場合があります。又、採択された個々の事業に関する情報（事業者名、交付額、実施機関等）も公表される場合があります。
- ・本事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、各種メディアで発表等を行う場合は、本事業の成果である旨を明らかにしなければなりません。



※ 他地域等の取組の参考となるよう、事務局・国土交通省において間接補助事業者へヒアリング等を行い、事業完了後を目途に特設HP等で各取組の状況を公表します。また、事業終了後にもフォローアップのため、取組の実施状況の把握にご協力いただく場合があります。

※ 事業終了後、帳簿の保管や取得財産の管理等は、交付規程に従って適切に実施してください。